

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案に対する修正案  
 ○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案

(傍線部分は、修正部分)

修正後	修正前
<p>(事業者の遵守事項)</p> <p>第八条 事業者は、平成二十六年四月一日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示</li> <li>二 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であつて消費税との関連を明示しているもの</li> <li>三 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であつて前号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの</li> </ul>	<p>(事業者の遵守事項)</p> <p>第八条 事業者は、平成二十六年四月一日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示</li> <li>二 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示</li> <li>三 前二号に掲げるもののほか、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示として内閣府令で定めるもの</li> </ul>